

No.	提出書類		備考
1	助成金交付申請書 (第1号様式・3枚)		第1号様式 (EXCEL形式) (PDF形式)
2	請求書等	コピー	<ul style="list-style-type: none"> 請求書、納品請求書、注文書、見積書、売買契約書等の書類で、申請者名と販売会社名の記載があり、下記の内容が確認できるもの CEV補助金の対象車種一覧に記載されている車名・グレードが確認できること。(※印字されていない場合は、手書きでも可) 車両本体価格および支払金額全額が確認できること。支払金額は、最終的に確定し、実際に支払った額であること。 下取金額・下取車のリサイクル預託金返金額を新車購入に充当する分は、現金支払分とは別に明記されていること。
3	領収書	コピー	<ul style="list-style-type: none"> 宛名が申請者と同一名義であること 請求書に記載された全額分の領収書が必要。複数枚に分かれる場合は、全ての領収書を提出すること。ただし、下取金額・下取車のリサイクル預託金返金額を新車購入に充当する分は、領収書は不要。また、過払い等により領収書の金額が請求書を超えるのは差し支えない。 所有権留保付ローンで購入した分は、販売会社からローン会社等宛での領収書で、カッコ書きの併記で申請者の氏名が記載されていること 振込のため領収書がない場合は、金融機関発行の振込金受取書やネットバンキングの取引画面の印刷で可。(依頼人・受取人・振込日・金額の記載があること)
4	自動車検査証	コピー	<ul style="list-style-type: none"> 初度登録（新規登録）時のものを提出すること。 申請までの間に登録番号変更を行った場合は、変更後のみで可。 複数回のコピーやファックスを使用すると、コピー用紙が黒くなって文字が読み取れなくなることがある。文字が鮮明に読み取れるものを提出すること。
5	住民票または印鑑証明書	原本またはコピー	<ul style="list-style-type: none"> 申請受付日から3か月以内に発行されたものであること
6	個人事業税納税証明書	原本またはコピー	<ul style="list-style-type: none"> 申請時点の前年度の個人事業税の納税証明書で、完納しているもの（未納額が0） 窓口は都税事務所 都税事務所に事業開始を届け出た年の納期が未到来の場合は、「個人事業の開業・（廃業等）届出書」の写しを提出 非課税の場合は、非課税となる直近の「確定申告書B」の写しを提出 ※税務署の受領印があること。e-Taxで受領印がない場合は、受信通知のメッセージ画面を印刷して、併せて提出
7	振込口座が確認できる書類	コピー	<ul style="list-style-type: none"> 銀行名、支店名、口座番号、口座名義人が読み取れること 通帳の場合は、表紙及び見開き面のコピー キャッシュカードのコピー、ネットバンキングの画面印刷なども可 当座預金の場合は、小切手帳や金融機関発行の取引明細書でも可
—	(その他公社が必要と認める書類)		(必要に応じて公社から求められた場合に提出)